

宇部市工事検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は工事検査事務について、法令その他別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

第2条 契約監理課が行う工事検査（以下「検査」という。）は、工事の適確、厳正かつ能率的な施工を期し、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、出来形検査、中間検査及び完成検査とする。

- (1) 出来形検査は、工事等が所定の工程に達し、受注者から部分払の請求があったとき、又は工事の打切り、契約の解除若しくは災害の発生等のため工事の出来形部分等に対して支払をしようとするときに行う。
- (2) 中間検査は、工事施工途中において、工事の施工状況、材料の適否、工期内の完成見通し等を把握し、工事の施工上の査察を行う。
- (3) 完成検査は、工事が完成したときに、出来形検査及び中間検査において既に検査した部分を含み、すべての部分について行う。

(適用範囲)

第4条 検査は、次に掲げるものについて行う。

- (1) 請負代金が1,000万円以上の工事（建築物等の解体工事及び災害等緊急の必要により地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の随意契約を行った工事を除く）
- (2) その他市長が必要と認める工事

(検査手続)

第5条 工事執行の主管課の長（以下「主管課長」という。）は、工事執行が決定し、着手した工事について、速やかに工事執行（変更）書（様式第1号）に設計書、設計図及び工程表を添えて、契約監理課長に提出しなければならない。内容に変更を生じたときも同様とする。

- 2 主管課長は、受注者から工事完成通知書又は出来形検査申請書が提出されたときは、工事の完成又は出来形を確認し、速やかに工事完成報告書（様式第2号の1）又は工事出来形報告書（様式第2号の2）に関係書類を添えて、契約監理課長に提出しなければならない。ただし、第7条第2項の規定により委嘱した検査については、この限りでない。
- 3 契約監理課長は、前項の規定により関係書類が提出されたときは、主管課長に検査日を通知するものとする。

（検査の時期）

- 第6条 完成検査は、受注者から工事完成通知書を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。
- 2 出来形検査は、受注者から出来形検査申請書を受けた日から起算して14日以内に行うものとする。

（検査職員）

- 第7条 検査は、契約監理課工事検査係職員、又は契約監理課長から検査を委嘱された職員（以下「検査職員」という。）によって行う。
- 2 契約監理課長が職員に検査を委嘱することができるのは、次の各号に該当する場合とする。
 - (1) 出来形検査を行うとき
 - (2) 検査が輻輳し、前条第1項に定める期間内に検査が完了する見込みがないと契約監理課長が判断したとき
 - (3) その他市長が必要と認めたとき

（検査の準備）

- 第8条 工事の監督職員は、検査に先立ち、あらかじめ現地において出来形を測定し、検査に必要な起終点、測点及び仮水準点が確認できるように準備しなければならない。

（検査の立会い）

- 第9条 検査職員は、検査を行うときは、当該工事の監督職員、その他必要と認める工事関係者を立ち合わせるものとする。

(検査の実施)

第10条 検査は綿密かつ公平に行わなければならない。

- 2 検査職員は、検査の実施に必要な事項について、主管課長又は関係職員に対し指示することができる。この場合において、主管課長又は関係職員は、その指示に従うものとする。
- 3 検査職員は、設計図書並びに契約書、工事写真及びその他関係書類に基づいて、工事の施工状況、出来形及び出来ばえを検査し、その適否を判定するものとする。
- 4 検査職員は、前項の場合において必要があると認めるときは、破壊、若しくは試験して検査を行うことができる。また地下、水中等で外部から検査し難い部分については、工事中の写真等の資料により検査することができる。
- 5 検査職員は、関係者に対し、検査に必要な労務、機材器具、関係書類及びその他の物件の提供並びに説明を求めることができる。

(検査の中止)

第11条 検査職員は、検査を行う場合、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止することができるものとする。

- (1) 受注者、又はその代理人、若しくは使用人等が検査の執行を妨害したとき。
- (2) 手直し残工事が甚だしく、検査に値しないと認められるとき。
- (3) その他工事施行結果に重大な欠陥が認められるとき。

(手直し工事の命令)

第12条 検査職員は、検査の結果、工事の手直しを要すると認めるときは、直ちに手直し工事を命ずるものとする。この場合において、検査職員は、手直し指摘事項を具体的に記載した工事手直し指示書（様式第3号）により、手直し期限を定めて主管課長に通知するものとする。ただし、軽微な事項については、直接工事の監督職員に口頭により行うことができる。

(手直し工事の確認)

第13条 主管課長は、手直し工事が完了したときは、当該手直し工事を確認の上、契約監理課長に報告しなければならない。

- 2 契約監理課長は、前項の規定により報告を受けたときは、再検査を行わなければならない。ただし、軽微な手直しについては、検査職員の指示に基づき、監

督職員の確認によることができるものとする。

(報告書)

- 第14条 検査職員は、完成検査又は出来形検査が適正と認めるときは、速やかに工事完成検査調書（様式第4号の1）又は工事出来形検査調書（様式第4号の2）を作成し、主管課長に通知するものとする。ただし、第7条第2項の規定により委嘱した検査については、この限りではない。
- 2 検査職員は、中間検査の結果、改善を要すると認めるときは、主管課長と協議するものとする。この場合において、主管課長は、協議の結果に基づき必要な措置を講じなければならない
 - 3 契約監理課長は、毎月10日までに前月中の検査実施状況を検査実施報告書（様式第5号）により市長に報告するものとする。

附則

この要綱は、昭和45年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和47年12月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和54年6月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年5月28日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は平成31年4月1日以降に契約した工事から適用し、平成31年3月31日以前に契約した工事については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の様式の規定は令和4年4月1日以降に契約した工事から適用し、

令和4年3月31日以前に契約した工事については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は令和7年4月1日以降に契約した工事から適用し、令和7年3月31日以前に契約した工事については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。